

杉並の住まいのあり方を提言

1月18日(月曜日)、「杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会」(会長 大原一興・横浜国立大学大学院教授)が答申を取りまとめ、田中区長に提言しました。審議会は、建築、福祉等を専門とする大学教授5名で組織され、少子高齢化や生活様式の多様化の進展の中で、「誰もが安心して生活を継続できる住まいのあり方」を、区長の諮問を受け検討してきました。

杉並区は、少子高齢化の進展と人口減少の中、子育て世帯など若い世代の区外への転出、高齢者・障害者を支える包括的な支援体制の構築、増加する空家への対策など、住まいに関する様々な課題があります。

こうした中、平成27年5月15日、区長から「誰もが安心して生活を継続できる多様な住環境の実現に向けた総合的な住まいのあり方について」を審議会に諮問しました。審議会では、本日を含め7回の審議を重ね、答申をまとめました。

答申としては、

- 1 多様な暮らしに応じた住まいを提供していくために
- 2 暮らしを支える仕組みづくりのために
- 3 人と住まいをつなぐために

の3つの柱ごとに提言が出されています。

具体的な提言としては、

1の「多様な暮らしに応じた住まいを提供していくために」では、区有地等を活用したモデル事業の展開や障害者グループホーム等の整備促進、既存住宅(空家を含む)のリノベーションの推進により、住宅確保要配慮者に対する入居の促進や空家の発生予防、定期借地・定期借家制度の活用を挙げています。



2の「暮らしを支える仕組みづくりのために」では、地域の支え合いの仕組みづくりと一体となった総合的なまちづくり(居住環境整備)の必要性、ライフステージに応じた住み替えが区内で行えるよう、年齢や世帯構成に合った住まいモデル提供の仕組みづくりの必要性、現在、交流自治体の南伊豆町が行っている「お試し移住」にも触れ、移住する人の現地での生活を豊かにする環境整備、障害者の生活を地域全体で支える支援体制(地域生活支援拠点等)の構築などを挙げています。

3の「人と住まいをつなぐために」では、住宅確保要配慮者と住宅所有者を的確に結び付け、入居支援に係る情報提供や改修に関する情報提供、空家の利活用支援を円滑に進めていくための相談体制の強化、住宅所有者と利活用事業者等との適切な引き合わせを行うためのマッチングシステムの構築、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居促進や空家の利活用を効率的に進めていくため、居住支援協議会設立に向けた検討などを挙げています。

区ではこれらの提言を受け、今後の住宅関連施策の具体化について、全庁体制により検討していきます。

【問い合わせ先】

都市整備部住宅課：03-3312-2111 内線3531